

令和5年度 静岡大学人文社会科学部（昼間コース）  
学校推薦型選抜試験問題

経済学科

[経済・経営に関する資料（グラフ，表など）の  
読解，評価能力を問う試験]（SUK1）

令和5年2月11日(土)  
10時00分～11時00分

注意事項

1. 解答始めの合図があるまで、この冊子を開いてはいけません。
2. 解答始めの合図の後、下段に記載の枚数のとおり問題用紙・解答用紙・下書用紙があるか確認してください。
3. 解答を始める前に、解答用紙の所定欄に受験番号を記入してください。解答用紙に氏名を記入してはいけません。
4. 試験終了後も監督者が許可するまで退室しないでください。
5. 問題用紙及び下書用紙は持ち帰ってください。解答用紙は持ち帰ってはいけません。

問題用紙（この表紙を除く）・・・10枚  
解答用紙・・・3枚  
下書用紙・・・3枚

『答案作成の注意事項』

1. 書き出しは、一マスあけない。
2. 改行したら、一マスあける。
3. 読点には「，」を使用し、句点には「。」を使用し、それぞれ一マスとする。ただし、行の末尾については文字と同じ一マスに含める。
4. 小さな「っ」「ゃ」「ゅ」「ょ」は一マスで使う。
5. 数字と英字の書き方は、下の例に従い、二文字で一マスを使う。  
数字例：123であれば、「12」と「3」で二マス使用。  
英字例：abcであれば、「ab」と「c」で二マス使用。

以下の図は、内閣府『少子化社会対策白書』、同『男女共同参画白書』から抜粋したものである。図を参考に、問1～問2に答えなさい。

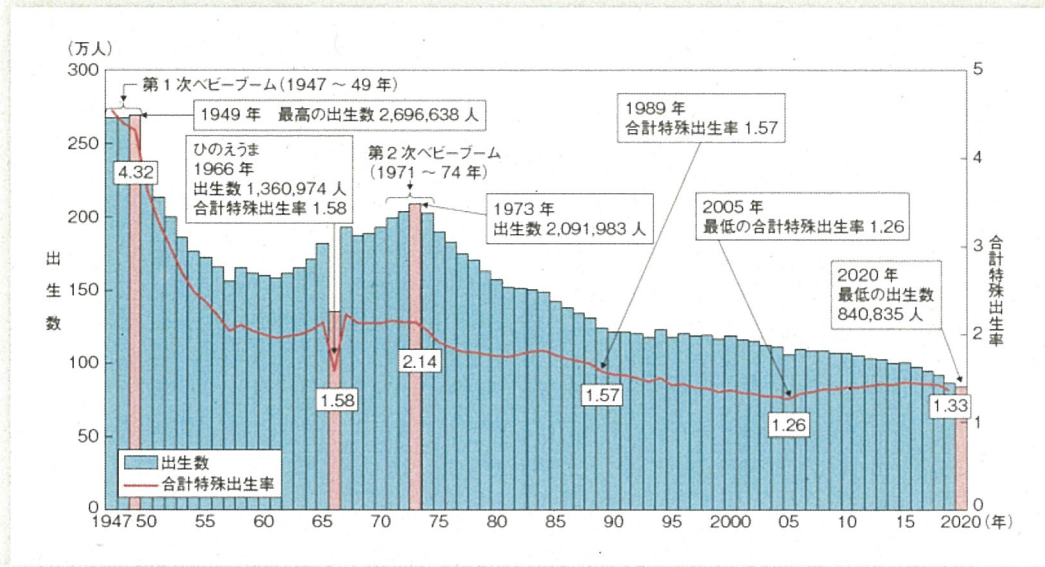
- 図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移（1947-2020年）
- 図2 諸外国の合計特殊出生率の動き（1950-2020年）
- 図3 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較
- 図4 妻の年齢別にみた、理想の子供数を持たない理由
- 図5 主要国における女性の年齢階級別労働力率
- 図6 共働き等世帯数の推移（1985-2021年）
- 図7 若年者の男女別非正規雇用割合の推移（1991-2021年）
- 図8 20歳代・30歳代の所得分布（1997年と2017年）
- 図9 男性就業者の長時間労働の割合（国際比較）

出典：内閣府（2022a）『少子化社会対策白書 令和4年版』、同（2022b）『男女共同参画白書 令和4年版』。ただし、原文にあった説明文を省き、原文にない注を追加し、図タイトルの一部と図表番号を改めた。

問1 日本で急速に進行している少子化の現状について、図1～図2を用いて200字以内で述べなさい。 [配点30%]

問2 少子化対策の課題について、図3～図9を用いて500字以内で述べなさい。ただし、図をすべて用いる必要はありません。 [配点70%]

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移（1947-2020年）

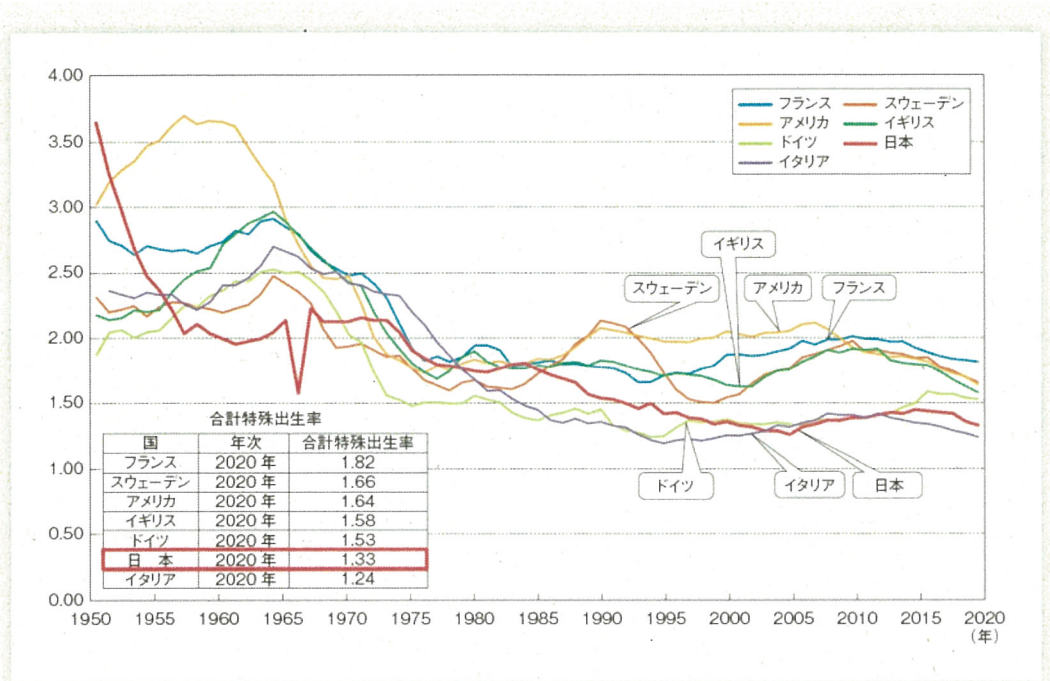


資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

出典：内閣府(2022a)『少子化社会対策白書 令和4年版』5頁

注：合計特殊出生率は、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

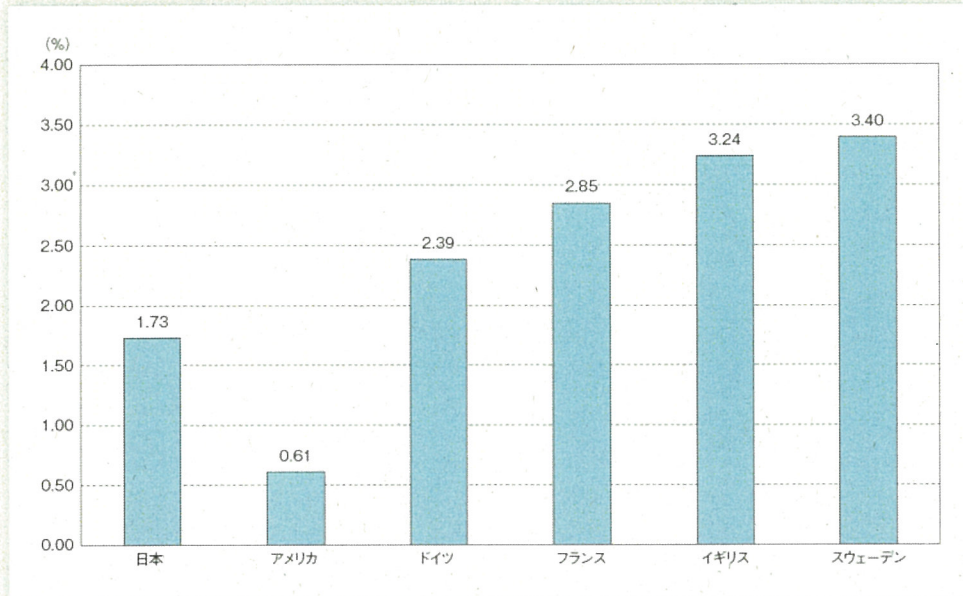
図2 諸外国の合計特殊出生率の動き（1950-2020年）



資料：諸外国の数値は1959年までUnited Nations “Demographic Yearbook” 等、1960～2018年はOECD Family Database、2019年は各国統計、日本の数値は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。  
 注：2020年のフランス、アメリカの数値は暫定値となっている。

出典：内閣府(2022a)『少子化社会対策白書 令和4年版』6頁

図3 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較



資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」（2019年度）を基に作成。

注：1. 家族関係社会支出…家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上。計上されている給付のうち、主なものは以下のとおり（国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」巻末参考資料より抜粋）。

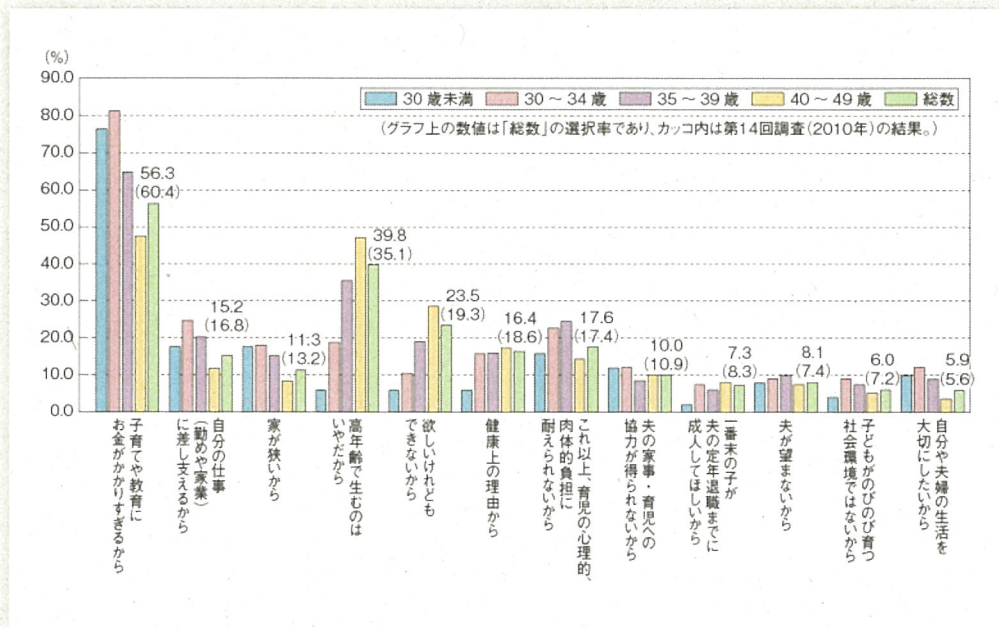
- ・児童手当：現金給付、地域子ども・子育て支援事業費
- ・社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付費、保育対策費等
- ・協会健保、組合健保：出産手当金、出産手当附加金
- ・各種共済組合：出産手当金、育児休業手当金等
- ・雇用保険：育児休業給付、介護休業給付等
- ・生活保護：出産扶助、教育扶助
- ・就学援助、就学前教育：初等中等教育等振興費、私立学校振興費等

2. 日本は2019年度、アメリカ、フランスは2018年度、ドイツ、イギリス、スウェーデンは2017年度

3. 諸外国の社会支出は、2021年5月24日時点の暫定値

出典：内閣府(2022a)『少子化社会対策白書 令和4年版』7頁

図4 妻の年齢別にみた、理想の子供数を持たない理由

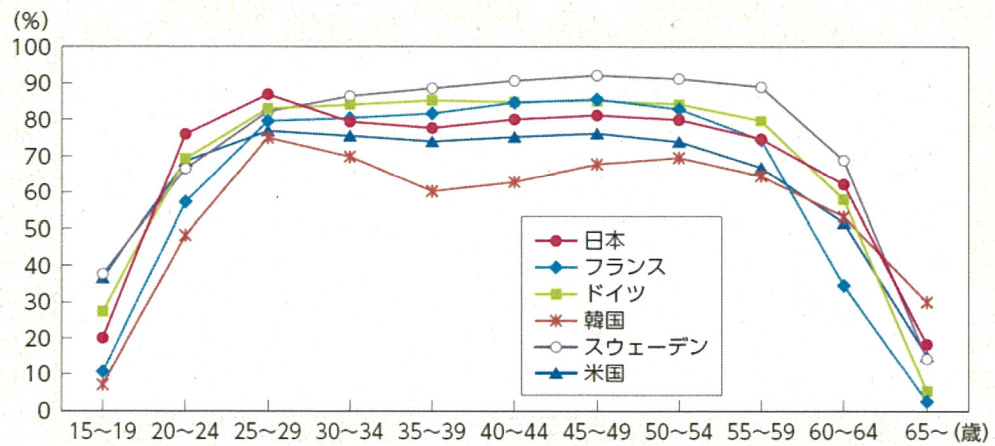


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）を基に作成。

注：対象は予定子供数が理想子供数を下回る初婚どうしの夫婦。予定子供数が理想子供数を下回る夫婦の割合は30.3%。

出典：内閣府(2022a)『少子化社会対策白書 令和4年版』22頁

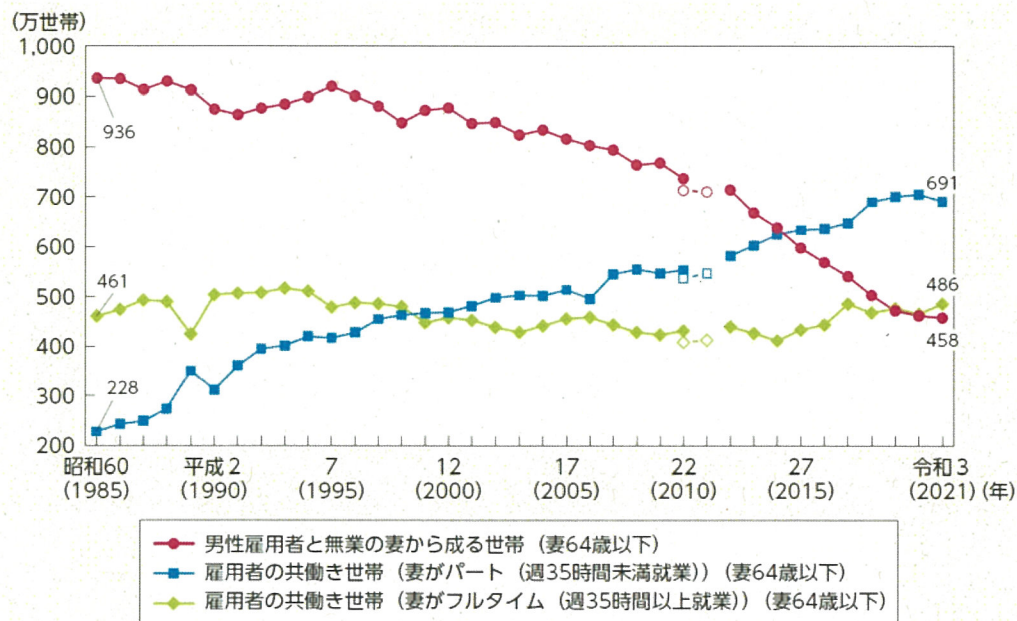
図5 主要国における女性の年齢階級別労働力率



- (備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(令和3(2021)年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。韓国、米国は令和3(2021)年の値。フランス、ドイツ、スウェーデンは令和2(2020)年の値。  
 2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。  
 3. 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。

出典：内閣府(2022b)『男女共同参画白書 令和4年版』127頁

図6 共働き等世帯数の推移（1985-2021年）

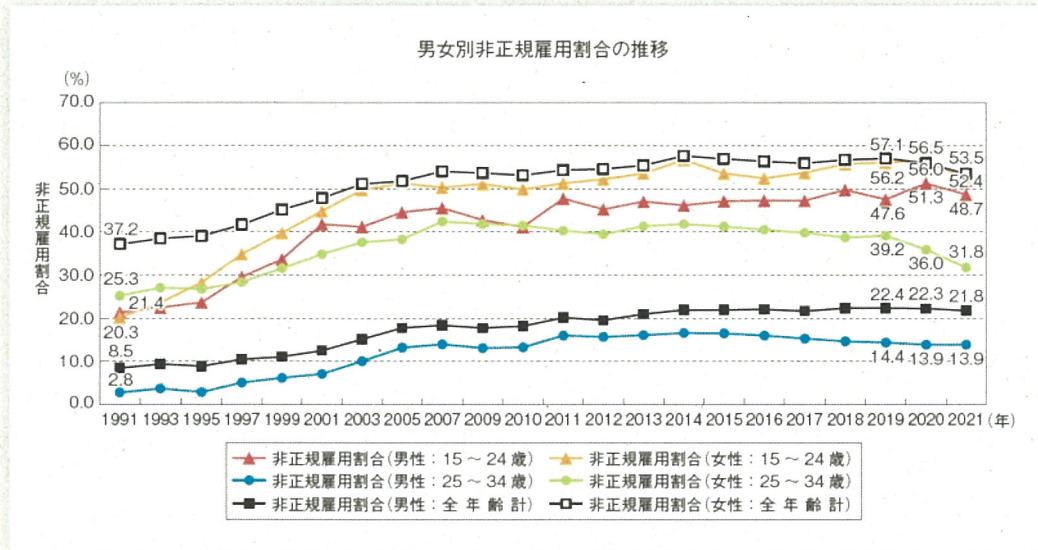


- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出典：内閣府（2022b）『男女共同参画白書 令和4年版』19頁



図7 若年者の男女別非正規雇用割合の推移 (1991-2021年)



資料：総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査（詳細集計）」を基に作成。

注：1. 非正規雇用割合については、2001年までは「労働力調査特別調査」（2月調査）、2002年以降は「労働力調査（詳細集計）」（1～3月平均）による。

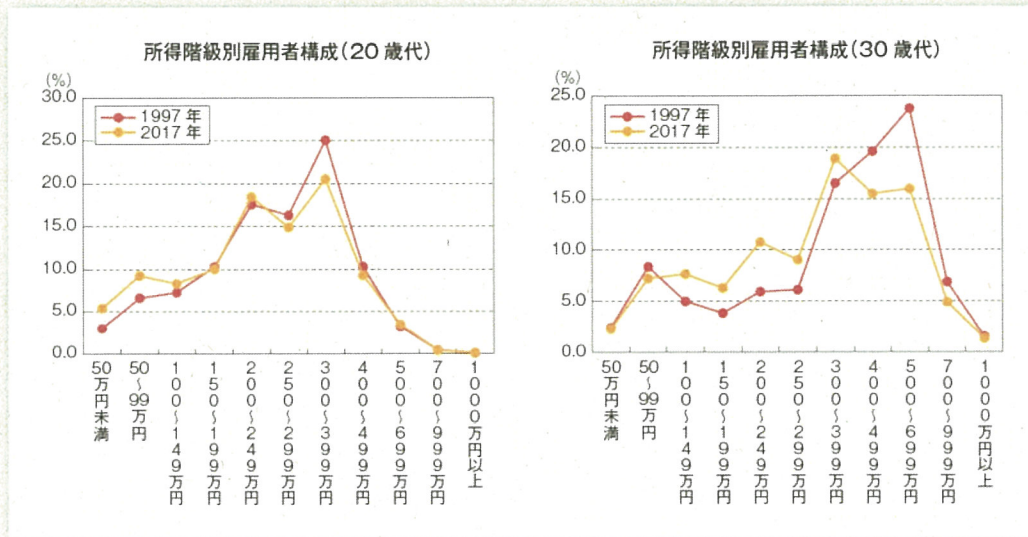
調査月（2001年までは各年2月、2002年以降は1～3月平均の値）が異なることから、時系列比較には注意を要する。

2. 労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。

ここに掲載した、2011年の数値は補完的に推計した値（2005年国勢調査基準）である。

出典：内閣府(2022a)『少子化社会対策白書 令和4年版』18頁

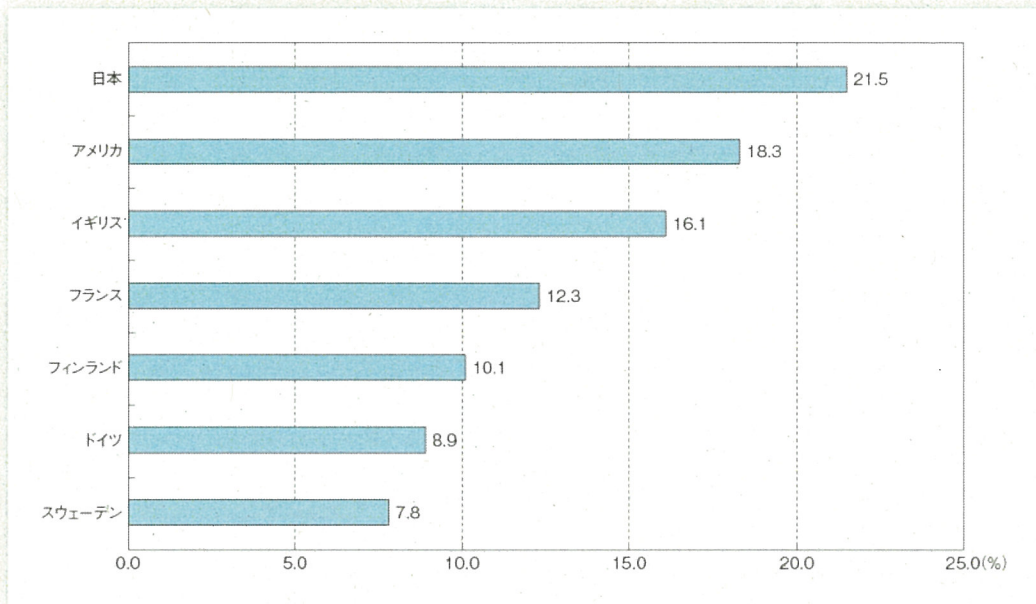
図8 20歳代・30歳代の所得分布(1997年と2017年)



資料：総務省「就業構造基本調査」を基に作成。  
 注：所得が不詳の者は除いて算出している。

出典：内閣府(2022a)『少子化社会対策白書 令和4年版』19頁

図9 男性就業者の長時間労働の割合（国際比較）



資料：労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2022」（2022年）を基に作成。

- 注：1. ここでいう長時間とは、ILOSTATの労働時間別就業者統計において、本表掲載国に共通する最長の区分である週49時間以上を指す。原則、全産業、就業者（パートタイムを含む）が対象。
2. 日本、アメリカ、フランス、フィンランド、ドイツ、スウェーデンは2020年、イギリスは2019年のデータである。
3. アメリカは16歳以上が対象。
4. イギリス、フランス、ドイツ、フィンランド、スウェーデンは、フルタイム及びパートタイム労働者が対象。

出典：内閣府(2022a)『少子化社会対策白書 令和4年版』26頁

## 採点・評価基準（具体的基準）

<p>教科・科目名</p>	<p>総合問題</p>
<p>実施学部・学科等</p>	<p>人文社会科学部 経済学科</p>
<p>出題のねらい</p>	<p>問1 設問に対して、図(グラフ)を用いながら、的確に論述する能力を問う問題である。</p> <p>問2 設問に対して、複数の図(グラフ)を用いながら、的確に論述する能力を問うと同時に、論理的思考力および思考の結果を整理する力を有しているかを問う問題である。</p>
<p>採点基準</p>	<p>問1 ①合計特殊出生率の基本的な内容を理解しながら説明されているか。 ②設問に対して、2つの図(グラフ)を用いて説明されているか。</p> <p>問2 ①少子化対策の課題について、複数の図(グラフ)を用いて、説明されているか。 ②論理的説得的に論述できているか。</p>